

住宅用の太陽光・蓄電設備(任意で高効率給湯機器・コージェネレーションシステム)の同時設置費の一部を補助します

(新制度(非FIT)・給湯機器補助)



最大補助額

太陽光/蓄電:28万円
+ 給湯機器:48万円
+ おひさまエコキュート:58万円

福知山市では、エネルギーの地産地消と脱炭素型の社会づくりのため、市内で自らが居住する住宅に、住宅用太陽光発電設備と住宅用蓄電設備（任意で高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム）を同時に設置した方を対象に、その設置に要した経費の一部を、予算の範囲内において補助します。

■申請書提出期間 令和6年11月1日(金)午前8時30分～令和7年1月24日(金)
■受付時間 開庁日の午前8時30分～午後5時15分 ※先着順(予算に達し次第終了)

補助対象事業	①自家消費型（FIT 売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業（募集件数：21件程度） ※①単体で申請可 ②高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業（募集件数：5～8件程度） ※①との同時申請のみ可	
注意事項	※ 令和6年10月9日より前に設置済・事業着手済の設備は新制度の対象となりません。従来制度を御利用ください。 ※ 事業着手日が令和6年10月9日(京都府から福知山市への交付決定日)以降で、事業完了日及び申請書提出日が令和7年1月24日(申請書提出期間最終日)以前の設備が対象です。 ※ 例外的に、事業期間(予定)が1年以上で年度をまたぐ場合、事業着手前に限り、「事業開始承認」を申請できます(申請期限：令和6年12月10日(火))。事業開始承認を受けずに年度をまたぐ事業に着手した場合、その事業期間について令和7年度の補助申請時に事後的に証明しても、令和7年度の新制度・給湯機器補助への申請はできません。工程表などをご持参の上、事業着手前にご相談ください。	
補助対象者 右の要件を全て満たす者 ※給湯機器の設置は任意	(1) 市内に自らが居住する住宅に住宅用太陽光・蓄電設備(及び住宅用給湯機器)を同時に設置した方または市内の住宅用太陽光・蓄電設備(及び住宅用給湯機器)付新築住宅を購入し、自らが居住している方で、いずれもその住所で電灯契約を結んでいる方 [補助金ホームページ QR コード] ↓ (2) 代金支払日が属する年度において、申請書提出期間内に補助申請を行った方 (=令和6年度の申請書提出期間内に工事を完了し、代金を支払い、補助申請を行った方) (補助対象設備の設置を行った年度の申請書提出期間内であれば、期間制限はありません。) (3) 市税を滞納していない方 (4) 暴力団関係者に該当しない方	
補助額 ※各項目において、千円未満の端数は切り捨てる	①次の(1)及び(2)の合計額以内の額(合計最大28万円) ※(1)及び(2)アが、設備ごとの設置費用の2分の1を超えるときは、設置費用の2分の1以内の額を合計する。 (1) 住宅用太陽光発電設備⇒太陽電池モジュール公称最大出力1kW 当たり2万円(最大8万円) (2) 住宅用蓄電設備⇒次のアとイの合計額 ア:蓄電容量1kWh 当たり3万円(最大18万円) イ:2万円 ②次の(1)又は(2)の額(高効率給湯機器・コージェネレーションシステム補助を同時申請した場合のみ、①に②を加算) (1) 昼間沸上げ形自然冷媒CO2ヒートポンプ給湯機(おひさまエコキュート等)⇒補助対象経費の2分の1以内の額(最大30万円) (2) (1)以外の高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム⇒補助対象経費の2分の1以内の額(最大20万円)	
補助対象設備	※ ここに記載しているのは主要な要件のみです。詳細は、申請の手引き[新制度/給湯機器補助]をご覧ください。	
※4・5は任意項目です。 ※4・5のはいずれか一方のみです。	・太陽光・蓄電設備⇒1～3の全て ・給湯機器⇒1+4または1+5(太陽光・蓄電設備と同時設置)	3 住宅用蓄電設備 ・家庭用蓄電池(4,800Ah・セル相当のkWh未満)について、価格(工事費込み・税抜き)が14.1万円/kWh以下であること ※価格(工事費込み・税抜き)が14.1万円/kWhを超えるものについては補助対象外
	1 共通 ・商用化された設備のみ可、中古品不可 ・PPA又はリースによる導入不可 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について、Jクレジット制度への登録を行わないこと ・設置される設備について、国又は本市の他の補助金の交付を受けていないこと 2 住宅用太陽光発電設備 ・FIT制度及びFIP制度の認定を取得しないこと ・当該事業において導入する再生エネルギー発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費すること ・自己託送を行わないこと	(4 高効率給湯機器(設置・申請は任意です)) ・太陽光発電設備及び蓄電設備と同時に導入されるものであること ・従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること (5 コージェネレーションシステム(設置・申請は任意です)) ・太陽光発電設備及び蓄電設備と同時に導入されるものであること ・都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。
申請方式	事後申請制(対象設備の設置工事が完了し、代金を支払い、提出書類を全て揃えた上で申請してください。)	

提出時期	提出を要する書類	確認項目
申請時	①【様式第1号】交付申請書 (申請日の記載が申請書提出期間内のもの) (金額・出力数値が正しく計算されているもの)	※全設備につき事業期間が申請書提出期間内か ※住所・氏名(「2設置場所」は住民票と同じか) ※太陽光 2kW 以上・蓄電設備 1kWh 以上か
	②住民票の写し(原本)	※住所・氏名(申請書と同じか) ※今年度取得したものか
	③納税証明書 (本市に転入して間がない場合は、 転入前の市町村での税の滞納がない証明書)	※納税証明のうち「滞納がない証明」を添付 ※今年度取得したものか ※「市税及びその附帯徴収金について滞納なし」
	④【写真】太陽光パネルの写った住宅全景、パネル枚数の分かるもの	※住宅全景の中に太陽光設備が映っているか ※パネル枚数が分かるか
	⑤【写真】蓄電設備の設置状況が分かるもの	※蓄電設備の設置状況が分かるか
	⑥【写真】給湯機器の設置状況が分かるもの(任意)	※給湯機器の設置状況が分かるか
	⑦【配置図】パネル枚数、蓄電設備、余剰配線、システム 配置計画等が確認できる電気図等の図面 (1階・2階・屋上等)	※パネル枚数(申請書記載の枚数と同じか) ※蓄電設備・給湯機器の位置(手書き可) ※余剰配線(太陽光と蓄電設備の接続)の確認
	⑧事業期間の始期と終期が分かる売買契約書(工事請負契約書)及び代金領収書等	※交付申請書【様式第1号】に記載した事業期間の根拠資料(⑨⑩と兼用可能)
	⑨領収金額の明細・内訳が分かる見積書や売買契約書(工事請負契約書)等の写し (※太陽光・蓄電設備、給湯機器の設置費用の明細)	※契約書記載の契約日は令和6年10月9日以降か ※蓄電設備価格(工事費込・税抜)は14.1万円/kWh以下か ※蓄電設備は太陽光発電設備の付帯設備か
	⑩太陽光発電設備・蓄電設備・給湯機器の設置に要した費用が確認できる領収書の写し	※領収書宛名の住所・氏名(申請書と同じか) ※工事の領収書か ※連名の可能性あり
	⑪支払いの事実を証明できる書類の写し	※通帳や銀行振込受領書(名義、金額)、ローン(金額、返済予定表)、ネット銀行(取引明細書)等の確認
	⑫仕様書やカタログの写し	※型式、製造者名、公称最大出力、蓄電容量、規格への適合等について申請書の記載及び国要領要求要件と照合
	⑬製品保証書の写し(中古品でないことが確認できる書類) (※補助を申請した全ての設備について必要)	※住所・氏名(申請書と同じか) ※メーカー保証・サイクル試験性能の双方が10年以上か
	⑭(1)系統連系承諾書+発電量調整供給契約申込書 又は (2)電力受給契約確認書 のいずれか一方(電気事業者との電力受給契約(非FIT/非FIP)の内容が確認できる書類の写し)	※非FIT/非FIP形態での契約か ※契約名義と発電設備設置場所が申請書と合致しているか ※自己託送を行っていないか
	⑮【別紙1】発電電力消費計画書+算定根拠となる資料群	※自家消費率30%以上か
	⑯【別紙2】省CO2効果計算表 (おひさまエコキュート及び高効率給湯機器のみ)	※当該住宅に設置されていた従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2か
	⑰【別紙3】新制度 要件チェックリスト兼誓約書	※全要件が自己チェック済か
	⑱[新築建売物件の場合]施工業者からの建物引渡証	※住所・氏名(申請書と同じか)

■申請・問合せ先：福知山市エネルギー・環境戦略課（福知山市役所4階） TEL：0773-48-9554 〒620-8501 福知山市字内記13-1

※補助金を受けて導入した設備を耐用年数(太陽光:17年/蓄電池:6年/給湯機器6年)経過前に処分するには、市長の承認が必要です。

※「自家消費型(FIT 売電可)住宅用太陽光・蓄電設備設置事業」(従来制度。募集件数:9件)も募集しますが、本制度との併用はできません。

※10kw以上の太陽光発電設備を設置される場合は、固定資産税の課税対象となり、償却資産の申告が必要です。

(問合せ先：福知山市税務課 TEL：0773-24-7025)